

ひろばの話題 あれこれ

2000㎡ 広場として整備・開放へ

これまでの歩み

池袋本町一丁目のJR職員住宅跡地(約6000㎡)は、4000㎡を防災公園用地として、2000㎡を防災センター用地として豊島区が取得したものです。このうち2000㎡については東京都の補助金を受けて取得しています。これまでは4000㎡の敷地が、区と住民が協働することを条件に、暫定的に日中だけ、防災ひろばとして開放されてきました。一方2000㎡は、資材等の置場や特別な場合の駐車場などとして利用されるだけで開放されずにきました。

当初の予定では、平成16年度までに防災公園と防災センターを整備することになっていました。しかし区の財政的な事情や、公共施設の再配置の検討などにより整備が遅れています。どちらの施設についても整備の明確な予定は立っていない状況です。

必要となる整備

現在、池袋本町地区で行われている防災生活圏促進事業は平成16年度で終了します。JR職員住宅跡地の防災センター用地(2000㎡)は、都の補助金を受けて取得してい

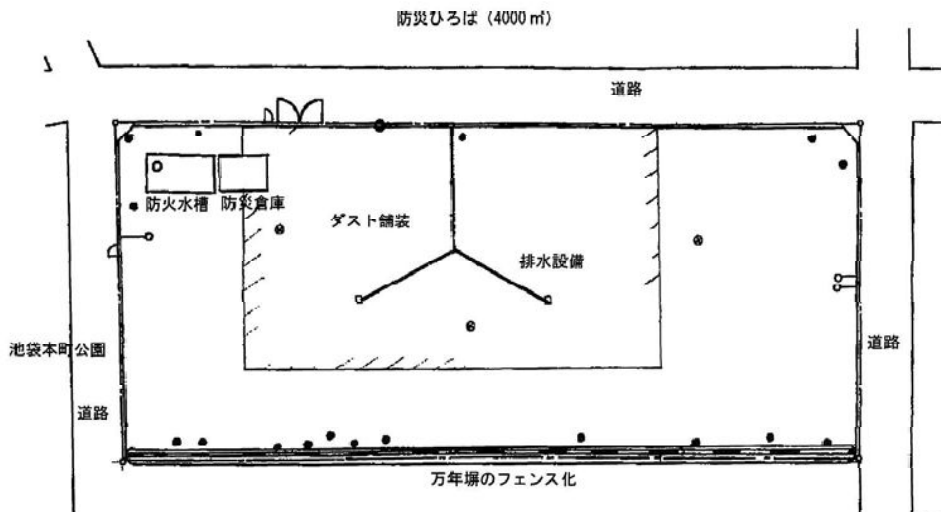
ます。そこで豊島区では東京都と協議を行い、本格的な施設を整備するまでの間、暫定的な整備によって施設を防災的に活用できるようにすることにしました。2000㎡については、将来の防災センター建設までの間、広場として利用できるように整備します。

整備の内容

広場の整備内容については、防災まちづくりの会と防災ひろばの会が合同で検討を行いました。限られた予算の中で、防災的な特長をもった公園にするかを話し合いました。その結果、会では次の案を決定しました。

- 一般開放の広場……………通常の公園と同様に24時間開放されます
- 防災訓練ができるひろば……………敷地の中央部分をダスト舗装とします
- 明るさの確保……………外灯を設置します
- 南側住宅地への配慮……………南側住宅地との間の万年塀は、地震の時に危険なので目隠しフェンスにします
- ベンチの設置……………災害時にかまどとして利用できるベンチを設置します

広場の整備は来年度、着手する予定です。地区の皆様にはいろいろと迷惑をおかけすると思いますが、ご理解とご協力をお願いします。



4000㎡ 明るくなる広場

これまで4000㎡の防災ひろばには外灯が設置されていませんでした。日中だけの開放であり、また周囲の道路の外灯の灯りで、ある程度の明るさは確保されていたからです。しかし、冬の夕方など、開放時間中でも暗くなる時間では、利用や管理に不安や危険を感じることもあります。そこで豊島区ではひろば内に2基の外灯を新設します。この外灯によってひろば内で暗がりになるところが少なくなり、道路からも内部がよく見えるようになるため、防犯的な効果が期待されます。



防災まちづくりの会と防災ひろばの会の合同会に対し、2つのスポーツ団体から、ひろばの利用について、申し入れが行われています。

1つは池二小の児童が所属する少年野球チーム東京ファイターズ。朝連を行うために早朝1時間、専用で利用したいという申し入れです。今は池袋本町公園を利用していますが、ラジオ体操の方々と一緒になるので、できれば専用で使用できる場所がほしいということです。

もう1つは地元のスケートボード愛好者グループ。スケートボードの練習のためにU型になった施設をひろば内につくり、そこで練習をしたいということです。子供たちを集めてスケートボードを教えることにより、外遊びをしなくなった子供たちがスポーツに親しむ機会を持つことができ、非行防止にも役立つという主旨です。

合同会では、申し入れのあった方々と意見交換を行いました。そしてどちらも音や管理の問題、他の利用者との関係をきちんとしてほしいという意見が出されました。防災ひろばの計画づくりでは、ひろばを特定の人向けにはしな

4000㎡ スポーツの利用ができるように

という原則が作られています。また、住宅地に隣接しているので近隣の方々への迷惑とならないような配慮が求められるからです。

一方で、このような形で若い人たちが、まちづくりの現場に参加する機会をできるだけ持てるようにしたいという意見も出されました。災害が起こった時に、若い人たちが大きな力となる可能性があり、その関係をふだんから作っていくことが重要だという意見です。

合同会では、少年野球については、近隣の説明をきちんと行うことを条件に了承することにしました。スケートボードについては、すぐに専用施設をつくることは難しいですが、ひろばの利用方法も含めて、継続して話し合うことにしました。

介護老人施設と協定

池袋えびすの郷

池袋本町二丁目のえびす湯跡に、介護老人保険施設池袋えびすの郷が建設されました。このたび、施設と隣接する地元3町会(二丁目町会、親和町会、熊野町町会)との間で、災害時相互応援協定書が締結される予定です。

この相互応援協定とは、施設と近隣町会が、火災や地震の時に相互に助け合いをしようというものです。施設で火災などが発生した時には近隣町会も協力して救援や避難誘導などの活動を行います。また、地震等の災害時には、町会地域の高齢者や障害者の方で介護が必要な方は、施設を使用して避難、救援、介護を受けることができます。

大地震が起こった場合、区民は救援センターに一時避難を行うことになっています。家屋が被害を受けた場合には、救援センターが避難所となります。しかし、高齢者や障害者で介護が必要な方が、一般の方と一緒に学校施設等を利用して避難生活を送ることは困難です。地区

内にこのような施設ができ、しかも災害時の相互応援協定が結ばれることによって、地域住民にとっては1つの安心施設が生まれることでしょう。

一方、施設にとっても、火災などの際には職員だけで対応することは困難な場合もあります。たくさん入所者を速やかに安全な場所に避難させなくてはいけないからです。その時に地元の協力が得られることは大きな力となります。

池袋えびすの郷の副施設長で事務長を兼任する米沢定男さんは、この協定について、「介護老人保健施設は、福祉施設でありながら医療機関の機能と役割を持っています。それらを生かし、地域のみなさまのお役に立てればと思います。さいわい『えびす湯』の地下深い井戸水も健在なので、災害時にも電気さえ復旧すれば、介護食のご提供も容易に可能です。地域のみなさまと協力して、安全で安心なまちづくりのための一員になりたいと思います」と語っています。

地域に根ざした施設づくりに対する、姿勢と情熱が伝わってきます。